

社労士向け

労働基準法 36 条を徹底的に理解する
セミナーです。弁護士が労基法 36 条
と関係規則を解説します。



時間外・休日労働,

36 協定セミナー

令和2年3月18日16時～18時

場所：弁護士法人ALAW&GOODLOOP
福岡オフィス

講師：弁護士 植木 博路

受講料：20,000円（税込）

事前のお申し込みが必要です。お申込書をFAXしてください。

弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 行き

FAX 095-895-7533

※申込書の FAX 先は弁護士法人 ALAW&GOODLOOP 長崎オフィスです。

時間外・休日・36協定セミナー申込書

以下、ご記入のうえ、FAX 送信にてお申し込みください。

なお、本セミナーは、社労士（開業、勤務）の方、社労士有資格者の方を対象としたセミナーです。

- ・ お申込の FAX をいただいた後、受講料のお振込先口座を FAX にてお知らせいたします。受講料のお振込口座の FAX がとどかない場合は、大変お手数ですが、長崎オフィス（電話 095-895-7532）、担当中脇までお問い合わせください。
- ・ 受講料は、令和 2 年 3 月 12 日までに振込下さい。振込が確認でき次第、受講票を FAX いたします。受講票は、セミナー当日、ご持参ください。3 月 12 日までに受講料のお振込が確認できなかった場合には、セミナーの受講をお断りする場合があります。
- ・ いったんお振込いただいた受講料につきましては、令和 2 年 3 月 12 日までにご連絡いただいた場合に限り、ご返金いたします（振込手数料はご負担願います）。なお、ご連絡は長崎オフィス（電話 095-895-7532）、担当中脇までお願いいたします。
- ・ 必須項目にご記入がない場合には、セミナーの受講をお断りする場合があります。

お申込日：2020 年 月 日（必須）

お申込者氏名（必須）

法人名又は事務所名

法人又は事務所住所（必須）

電話番号（必須）

FAX 番号（必須）